

eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）利用による  
宅建士登録移転のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

### 1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。

[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\) \(外部サイトへリンク\)](#)

- eMLITで宅地建物取引士関係手続を行うには「eMLITアカウント」又は「GビズIDプライム」のアカウントが必要になりますので、事前にアカウントをご準備ください。

[eMLITアカウントを取得する](#)

[GビズIDアカウントを取得する](#)

### 2 申請に当たって

- ★ 登録移転申請の提出先は、「現在、資格登録を受けている（移転前の）都道府県の窓口」になります。また、必要書類は「登録を移転する先の都道府県」の取扱いによりますので、申請前に移転先都道府県にご確認ください。

### 3 画面の入力、添付ファイル、顔写真、手数料等について

#### ○ 鹿児島県から他の都道府県へ移転する場合

- ・ 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- ・ 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- ・ 「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- ・ 「申請情報」の「申請先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
- ・ その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- ・ 「添付ファイル」とされている「宅地建物取引業に従事することを証する書面」については、登録移転先の都道府県にお問合せの上、該当箇所へアップロードしてください。
- ・ 「顔写真」については、どのような規格のものがよいか、郵送するのか又はファイル化してアップロードするのか等について、登録移転先の都道府県にお問合せの上、ご対応ください。
- ・ 登録移転申請手数料の納付方法については、登録移転先の都道府県にお問合せの上ご対応ください。

※ 現在、鹿児島県知事から宅地建物取引士証の交付を受けている方は、この登録移転申請にあわせて移転先の都道府県知事に対して「宅地建物取引士証交付申請」の手続が必要となりますので、別途申請してください。（なお、この場合は、登録移転先の都道府県にお問合せの上ご対応ください。）

#### ○ 他の都道府県から鹿児島県へ移転する場合

- ・ 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- ・ 「基本情報」の「提出先（組織）」は「（現在、資格登録を受けている（移転前の）〇〇都道府県庁）」を選択してください。
- ・ 「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「（現在、資格登録を受けている（移転前の）〇〇都道府県庁）」を選択してください。
- ・ 「申請情報」の「申請先」は「（現在、資格登録を受けている（移転前の）〇〇都道府県〇〇課・事務所等）」を選択してください。
- ・ その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- ・ 「添付ファイル」とされている「宅地建物取引業に従事することを証する書面」については、この留意事項の最終ページの様式を使用いただき、該当箇所へアップロードしてください。

- ・ 「顔写真」については、申請前6か月以内に撮影した「肩から上、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真（縦横比1.25：1）」をファイル（.jpeg）化したものを「添付ファイル」の「顔写真」の箇所にアップロードしてください。
- ・ 登録移転申請手数料8,000円は、鹿児島県収入証紙を郵送するなどして納付していただくこととなりますが、申請先（鹿児島県土木部建築課管理係）から連絡があるまでは郵送等しないでください。

また、連絡があったときは速やかに、証紙販売所で購入した収入証紙とオンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから申請画面を印刷したものを同封の上、鹿児島県土木部建築課管理係へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。

**【郵送・持参先】**

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県土木部建築課管理係（宅建担当）

※ 現在、資格登録している（移転前の）都道府県知事から宅地建物取引士証の交付を受けている方は、この登録移転申請にあわせて、鹿児島県知事への「宅地建物取引士証交付申請」の手続きが必要となりますので、鹿児島県ホームページの『宅地建物取引士証交付申請書』のページをご確認の上、別途申請してください。

#### 4 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

・ 受付時間

平日8：30～18：15（12：00～13：00，土日祝日，年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。

・ 電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりがづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp

# 在 職 証 明 書

住 所		
氏 名		
勤 務 地	事務所の所在地	
	商号又は名称	

※ 登録移転する都道府県は、事務所の所在地を管轄する都道府県になります。

上記の者は、 年 月 日から当社に在籍し、宅建業に従事し

ていることを証明します。

年 月 日

事務所所在地

商号又は名称

代表者氏名

宅地建物取引

業者免許番号

鹿児島県知事（ ） 第 号